

地域生活支援拠点への登録について

地域生活支援拠点に係る届出にあたりましては、運営規程を地域生活支援拠点の機能を担う事業所である旨の記載に変更する必要がありますので、ご注意ください。

1 野々市市に地域生活支援拠点であることの届出を行う

(1)提出書類

(ア)(様式第1号) 野々市市地域生活支援拠点事業所(登録・変更・廃止)申請書

(イ)運営規程の写し

※後日、野々市市より「地域生活支援拠点事業所登録通知書」を通知いたします。

問い合わせ先:野々市市役所福祉総務課 電話番号:076-227-6063

2 当該施設の指定権者(石川県)に地域生活支援拠点であることの届出を行う

(1)提出書類

(ア)介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

(イ)介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表

(ウ)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(※変更日から始まる4週間の勤務予定表)

(エ)組織体制図

(オ)事業所の指定に係る記載事項(付表)

(カ)地域生活支援拠点等に関連する加算

(キ)前年度の平均利用者数算出表(※居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護を除く。)

(ク)平均障害支援区分算出表(※生活介護のみ)

(ケ)運営規程

(コ)野々市市地域生活支援拠点事業所登録通知書(写)

(2)様式のダウンロード(石川県ホームページ)

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/jiritsushienfukushi/24_4houshuukaitei.html

(3)提出先

○郵送の場合

〒920-8580 金沢市鞍月一丁目1番地

石川県障害保健福祉課 企画推進グループ

○メールの場合

障害保健福祉課代表メールアドレス shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

○電子申請

石川県電子申請システムによる提出可

○その他

新規算定及び増額となる変更については、毎月 15 日までに届出があった場合は翌月1日からの算定。

○問い合わせ先

石川県障害保健福祉課 電話番号 076-225-1426